

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回豊中市児童福祉審議会		
開催日時	令和7年(2025年)4月10日(木) 10時～11時30分		
開催場所	豊中市児童相談所会議室	公開の可否	可
事務局	こども未来部 こども政策課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	委員	安達委員、伊藤委員、稲垣委員、大久保委員、上委員、佐藤委員、中橋委員、東口委員、平井委員、溝渕委員、宮脇委員、山内委員	
	事務局ほか	<こども未来部> 厚東こども未来部長、森こども家庭支援監、山内次長兼こども政策課長、 濱政センター長兼こども安心課長、太田児童相談所長 こども政策課：森主幹、中村課長補佐兼係長、菅原係長、奥田主事、宮平事務職員 和田事務職員 こども支援課：後藤課長、梅原主幹、溝田主事、炭本主事 こども育成課：南課長、阿山主幹 一時保護課：河本課長 <福祉部> 福祉指導監査課：竹内課長	
議題	【案件】 1. 児童福祉審議会について 2. 児童福祉審議会の委員長・副委員長の選出について 3. 各専門部会の設置及び委員の指名について 4. 豊中市のこどもの状況等について 5. 児童福祉審議会の今後の予定について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和7年度第1回豊中市児童福祉審議会（会議概要）

日 時：令和7年（2025年）4月10日（木） 10：00～11：30

場 所：豊中市児童相談所会議室

出席者：安達委員、伊藤委員、稲垣委員、大久保委員、上委員、佐藤委員、中橋委員、
東口委員、平井委員、溝渕委員、宮脇委員、山内委員

欠席者：中村委員、前橋委員

○事務局

ただ今から、令和7年度第1回豊中市児童福祉審議会を開催します。

皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本審議会は豊中市児童福祉審議会条例に基づくものです。また、本審議会は、豊中市情報公開条例に基づき、原則公開ですすめさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

<資料確認>

○事務局

本日は委員定数14名中、11名の委員が出席されておりますので、規則で定める会議の開催要件である過半数を満たしておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、こども未来部長の厚東よりご挨拶を申し上げます。

○部長

<部長挨拶>

○事務局

<委員紹介>

本児童福祉審議会条例で、委員長が決定されるまでの間は、議事進行は市長が務めることとなっております。本日は市長の代理として、こども未来部長の厚東が議長を務めます。

○部長

それでは議事に入ります。

はじめに、本児童福祉審議会について事務局より説明をお願いします。

○事務局

<案件1 説明>

○部長

事務局の方から本審議会等についてご説明いただきました。

続いて、案件2. 委員長の選出についてお諮りします。

児童福祉法第9条第4項におきまして、「児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く」と規定されておりますが、まず、委員長について、どのように

させていただいたらよろしいでしょうか。

○委員

山内委員が大阪府で児童相談所の所長もされておられましたので、委員長をお願いしてはいかがでしょうか。

○部長

ただいま、山内委員をお願いしてはどうかとご意見がございましたが、みなさまいかがでしょうか。

<異議なしの声>

○部長

異議なしの声をいただきましたので、山内委員に委員長にご就任いただきたいと思えます。

<委員長挨拶>

○委員長

それではこれから副委員長の選任をさせていただきます。児童福祉法第9条第4項におきまして、「児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く」と規定されております。本日は欠席されておられますが、前橋委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

<反対意見なし>

○委員長

前橋委員にはまた事務局より連絡を取っていただき、副委員長就任について了承いただけたら、前橋委員を副委員長とすることで進めていただきたいと思います。

○事務局

前橋委員にはご意向を確認して、各委員にはメールにて通知させていただきます。
(前橋委員に副委員長就任のご承諾をいただいたため、各委員へ前橋委員が副委員長に就任した旨をメールにて通知済み)

○委員長

続きまして、案件3. 各専門部会の設置及び委員の指名について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

<案件3 説明>

○委員長

ただいま、事務局よりご説明がありました各専門部会の設置及び委員の指名について、各委員からご質問あるいはご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<質問・意見なし>

○委員長

特にご意見等ございませんでしたので、事務局からご説明いただいたとおり、事務局案で、今後の部会について開催し、調査・審議していくということでお願いします。

また、部会の委員につきましても、事務局案の構成でよろしくをお願いします。

それでは、次の案件 4. 豊中市のこどもの状況等について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

<案件 4 説明>

○委員長

事務局からご説明いただきましたが、豊中のこどもたちの状況について、我々も理解する必要があると思っておりますので、ご質問等いただければと思います。

○委員

資料 5 の 6 ページの一時保護開始件数について確認ですが、所内が豊中市、所外が箕面管轄ということでしょうか。

○事務局

大阪府の児童相談所が設置している一時保護施設で一時保護している児童を所内、児童養護施設や乳児院、里親等に委託されている児童を所外としております。

○委員

わかりました。そうすると、豊中市に相当する児童数がどれぐらいかというのは、この資料からはわからないということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

資料 5 の 5 ページの児童相談対応件数では、全体数の中で豊中市がどれぐらいの割合を占めていると想定されるでしょうか。

○事務局

大阪府の子ども家庭センターで受けている相談の約 6 割が豊中市の児童と伺っております。一時保護については、それよりも少し多いと伺っておりますので、6~8 割程度が豊中市の児童と想定しております。

○委員

新たに児童相談所を設置されて、今後措置等を行う場合の対象施設や里親の確保について、どのように行っているのか教えていただければと思います。

○事務局

豊中市に在住の里親については、箕面子ども家庭センターから豊中市へ引継ぎされております。また、市内にごございます児童養護施設 翼についても、豊中市の管轄ということになってございます。また、新たに乳児院 はばたきが4月1日から開所しており、豊中市管轄となっております。その他、大阪府の子ども家庭センターが児童養護施設等で措置されていた児童につきましては、豊中市が入所措置を行うという形で、引き続き大阪府内のさまざまな児童養護施設等、児童をお預かりいただいている施設で、今後にも必要に応じて、大阪府や大阪市、堺市にご相談させていただき、入所をお願いしていくことも考えてございます。

○委員

地理的に考えて、兵庫県内の児童養護施設等に入所をお願いするということはあり得ますか。

○事務局

必要であれば、兵庫県や神戸市に入所をお願いするということもあると思います。

○委員

資料5の5ページの児童相談対応件数のところで、児童相談所の対応件数よりも豊中市の対応件数の方が多く、件数の伸びも大きいというのが印象に残りました。児童相談所を新しく設置し、市の要保護児童対策地域協議会や児童相談所の役割分担や連携といったところで考えられている内容があれば教えていただきたいです。

○事務局

当市での児童虐待通告については、児童相談所ですべての通告を受理する形で一元化しますが、実際の対応においては、これまで市の児童虐待通告の受理機関であったこども安心課と連動・連携して、さまざまな場面で情報共有を図りながらケースに応じた役割分担をしてまいりたいと思っております。

○委員

ありがとうございました。他の自治体でも児童養護施設や里親に委託されていた児童を家庭復帰させる際に、要保護児童対策地域協議会と児童相談所がどのように連携していくのかについて、さまざま議論がなされる部分なので、今回新しく児童相談所を設置した豊中市においても、児童相談所と市という新たな形で役割分担や連携を進めていくことが大事であると思ったので、質問させていただきました。

○事務局

おっしゃっていただいたことが、市として児童相談所を設置した最大のポイントであると思っております。措置等については児童相談所で行いますが、保護者に寄り添うとい

う部分にははぐくみセンター（市）の役割だと思っております。施設から退所されるときに、どうやって地域に移管していくのか、あるいは家庭との対応をどうしていくのか、というところが市として取り組まなければならない部分であります。従来であれば、府市の関係の中で、なかなか必要な情報の連絡をもらえなかったところを、例えば、措置が解除される前に、連絡をもらうことでどういった体制を整えていく必要があるのか、ということを検討してまいりたいと思っております。

この4月以降、児童相談所と市が共同で対応している件数も20件を超えております。例えば、関係機関から児童に関する相談は従来どおりはぐくみセンターが受理しており、そういった相談をすぐに児童相談所の担当者に共有し、対応をどうするか、どういった役割分担で初動対応するかということも検討しながら、一緒に動いている状況でございます。

○委員

児童相談対応件数については、積み重ねのグラフではないため、資料5の児童相談対応件数のグラフは並列の棒グラフであるべきだと思います。

また、新しく児童相談所を設置して、市の児童福祉担当とどう連携していくかということで、共通の事例数が出てくるので、決して件数の積み重ねではないということをお願いいたします。

○安達委員

先ほど事務局が、児童相談所と市が共同で対応している件数が4月以降で20件以上ということでしたが、児童相談所の組織はどのような構成になっていますか。

○事務局

まず組織についてでございますが、児童相談所はこども育成課、こども援助課、一時保護課の3課体制となっております。

こども援助課におきましては初動の調査を行う係として調査係を置いてございます。それ以外に、北地区・中地区・南地区の地区ごとに係を置きまして、こども安心課やおやこ保健課と同様の地区割で担当のケースワーカーを配置し、地域と連携しながら対応していく係でございます。

こども育成課については、総務企画を行う係、施設入所や里親委託を行う係、社会的養育やケアラーを支える係がございます。職種については、児童相談所全体で医師を1名、保健師、児童福祉司については42名、児童心理司については19名で開始しております。

一時保護施設はユニット制としており、定員34名となっております。その運営を担う一時保護課の職員は65名配置しており、看護師や栄養士も配置して、子どもたちの支援を始めているというところでございます。

○事務局

児童相談所の組織体制について説明させていただきましたが、児童相談所と市で連携して動いているというところもありますので、市の体制についても説明させていただきます。市では児童福祉法で定めるところの子ども家庭センターである「はぐくみセンター」を設置しております。はぐくみセンターの中に、おやこ保健課、こども安心課、こども支

援課の3課がございます。

おやこ保健課は母子保健を担当する課になります。

こども安心課につきましてはいわゆる家庭児童相談機能を担っており、措置にはならないけれども要配慮といったご家庭のサポートをする係が北部・中部・南部の地区ごとにごございます。また、電話等で悩みの相談を受けたりする相談係がございます。

最後にこども支援課につきましては、子育てをサポートするということで、子育て支援センター機能であったり、様々な講座をやっていたり、あるいは小学生や中学生が通えるような居場所の拡充、現在豊中市で不足している支援施策の検討を行ってございます。

これらの組織で児童相談所とはぐくみセンターが連携・連動して対応するような仕組みを今後作ってまいりたいと考えております。

○委員

お聞きしたいことが、保育所といわゆる幼稚園の教育格差についての考えについてお聞きしたいです。保育所ではあまり勉強的なことは行わないので、小学校に入った時に保育所と幼稚園の子どもで格差ができるということについて、今後どう考えていかれるのかについてお聞かせください。

○事務局

状況からお話させていただきますが、案件4で事務局から説明させていただきましたとおり、共働き率が上がっているということを背景に、保育で預かってほしいという保護者が増えているという状況でございます。2・3号定員をしっかりと増加させていかなければならないという状況の中で、公立こども園についても、これまで閉園・統合の方向性の計画を進めていきましたが、昨年度公立こども園の計画を作り直し、民間移管しながら定員を確保していくという計画に切り替え、定員確保を進めていこうとしているところでございます。

幼児教育につきましては、主に1号定員の話になりますが、応募される方が減り、2・3号枠の応募が増えるという状況でございます。当然ながら、保育・教育の質の確保をしっかりと進めていこうと考えておまして、こども事業課において、既存の幼児教育・保育のガイドラインを策定し直し、ガイドラインを活用しながら公民両方で幼児教育・保育の質を高めていくことを進めていこうとしているところでございます。

○事務局

補足させていただきます。幼児教育と保育ということですが、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿という、共通したものがございます。豊中市には様々な施設タイプの就学前施設がございますが、どの施設タイプであっても小学校に上がるまでに身に付けておきたい力というのは共通しているということですので、公民がともに、さまざまな施設タイプの関係者が集まって豊中市の幼児教育・保育はこうあるべきというところをガイドラインにまとめて、類型に関わらず、豊中市全体の幼児教育・保育の質を上げようという取組みをさせていただいております。「幼稚園だから」や「保育所だから」といったところで、子どもの育ちに差があるべきではないと考えており、全体底上げを図るよう、取り組ませていただいておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○委員

資料6の第3期計画は児童の計画ということで、障害児については触れていないので、おそらく障害福祉計画の中に含まれているかと思いますが、保護者の方が計画を見られたときに、障害児のことが含まれていないということを感じられると思うが、その点についてどう考えておられるかが気になります。

○事務局

おっしゃられましたように、障害児の計画は障害者と合わせて昨年度から3年間という期間で計画を策定しております。資料6の第3期計画の概要版の中では分量の関係で触れておりませんが、第3期計画の中にも障害児の支援に触れているページがございますので、またご説明させていただきたいと思います。

○委員

ありがとうございます。児童施設で言うと社会的養育の範疇になりますが、他市から見ると豊中市はケアリーバーの方たちに対してかなり取り組んでいると聞いており、羨ましく思います。縦割り行政なので、仕方ない部分はあると思いますが、他市から見ると羨ましいと思う部分があるのに、障害に関してはあまり掲載されていないというところが少し残念と感じます。豊中市は施設が少ないということで負担もかかるかと思いますが、他市の施設に協力を仰ぐなど、共同体というのも構築していただけたらありがたいなと思います。

○委員長

ケアリーバーについては、本日は欠席ですが中村委員がその分野の取組みをされておられますので、また別の機会にお話しいただければと思います。

○委員

先ほど児童相談所の医師の話がありましたが、職員は常勤でしょうか。

○事務局

常勤で配置しております。

○委員

虐待対応の際に時間的に緊急性を要するような場合で、特に弁護士は法的なところを判断する機能を持っていただくかどうかということは重要だと思っております。私は児童虐待事例等検証部会の委員に指名されていますが、検証部会では後からこの対応がよかった等の話になります。それよりも児童相談所が関わる際に、一時保護するかしないかや、重篤なケースなので迅速に対応したほうがいいのか、といったことをタイムリーに考えられる外部の人間が入るということは想定されていないのでしょうか。私は大阪府の児童虐待等危機介入援助チームに登録してはいるが、一度も呼ばれたことがないです。

○事務局

児童相談所に児童精神科医をこの4月から常勤として配置してございます。また、弁

護士についても常勤を配置したいと考えておりますが、今は配置できておりません、今は週に 2 回程度、弁護士に児童相談所に来ていただいて常にご相談できる体制を構築しており、随時専門家の意見を聞いて対応していけるような体制を考えてございます。

○委員長

今年から一時保護の司法審査もありますので、委員がおっしゃったことも準備していただく必要があるかと思えます。

一時保護施設を開設されたばかりですが、一時保護されているこどもはおられますか。

○事務局

4 月 1 日以降、一時保護されている児童は現在 8 名おります。

○委員

児童相談所が設置されたということで、こどもたちに何かあったときの対応もとても大事ですが、事前にこどもたちが生活している保育施設の中でも、何か起きないように見ていく視点や、あるいは保護された児童が戻っていくのは家庭だけではなく、保育所や幼稚園といった現場でもあるので、現場の先生方の育成や研修を行ってほしいです。それは虐待だけでなく、障害を持っているこどもや家庭の生活経済や多文化といったところの研修も含めて行っていただきたいです。保育等専門部会に関しましては、認可も関わっていますが、指導監査の部分について、これまでも評価・指導は丁寧に行っていたとは思いますが、より一層、現場の先生の意識を共有していけるような取組みを心がけていただきたいと思えます。不適切保育事案が減ることも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。近年保育所の虐待事案も話題になっており、今年度あたりから法律改正で保育所等での虐待の審査も出てくる可能性があると言われております。保育の現場のことにしましては要保護児童対策地域協議会に保育所の関係者も入っていただいていると思えますので、保育現場における虐待対応の重要性も今後高めていっていただければと思います。

○委員

保育のニーズが高まり、その背景として共働き世帯が増えているということですが、やはり経済的な事情も含まれるのかなということが想像されます。はぐくみセンターの奥には市の福祉全般に絡んで、経済的な面、障害の面、あるいは家庭の事情等に踏み込まなければならないということもあると思えますので、そういった部分での連携についてこの委員会でも連携できるといいのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございます。資料 5 で保育所等の不内定児童が 600 人以上いるということですが、この不内定の方は実際どうされているのでしょうか。

○事務局

672 人の不内定児童につきましては、3～5 歳児の方は幼稚園や、豊中市には認可外保育施設も多くございますので、認可外保育施設に通われています。

○委員長

児童相談所は 24 時間 365 日対応しなければなりません、そのあたりはどのような体制になっておりますか。

○事務局

一時保護施設においては、ローテーションで子どもたちを支援していく体制でございます。また、夜間休日に入ります虐待通告や警察からの連絡に対応するために、児童相談所の児童福祉司や児童心理司をローテーションで回して宿直をするという形で対応する体制を取っております。

○委員長

職員の方も大変ではないかと思しますので、労務管理もきっちりやっただければと思います。

○委員

人口が減っている中で保育ニーズが高まっているということで、保育の事業者は大手企業がほとんどになってきています。大手企業が保育の業界をビジネスチャンスとしている傾向があるので、今後はそのあたりを注視していきたいと思えます。

それから、虐待の話については外国人の子どもについては、どの資料にも反映されておりませんが、外国人の方への対応や虐待に繋がっているようなことがあるかどうかについてお伺いしたい。

○事務局

これまでの外国人の子どもへの対応について、福祉職として虐待対応してきた経験からのお話にはなりますが、文化的な違いがあり、そういう部分で担当する職員として苦慮するところがありました。一番のネックは言葉の壁で、日常会話はできますが、込み入った話となると職員も言葉が話せないという問題があるので、常に国際交流センターにお願いして、母国語に通訳してくださる職員と一緒に面談するなど対応しているのが現状です。

言葉と文化の違いがあるが、日本に今住んでいるお子さんがしんどい目に合っているということが最も苦勞しているところです。このことについては児童相談所ができても引き続き苦勞する部分だと思うので、今後も国際交流センター等とより連携しながら対応していきたいと考えております。

○委員

外国人の話が出ましたので申し上げますが、不就学の問題が全国的には起きておりますので、在留資格の有無に関わらずできる限り不就学が起きないように施策を取っていただきたいと思えますが、豊中市はどのような状況なのかというのが 1 点。

また、お子さんはどんどん日本語が話せるようになるが母国語が離せない、逆に親は日

本語が話せないがために、親子の間にディスコミュニケーションが生じることで様々なしんどさを抱えるので、児童相談所に限らず学校でもきめ細やかなケアが必要になると思います。学校現場での人材不足が全国的にも起きているので、その点において豊中市も苦慮されるところがあると思います。学校現場の現状と今後の展望等がわかれば教えていただければと思います。

また、話が変わりますが、学びの多様化学校の開設を予定されているということなので、どの程度の規模で受け入れができるのか等がわかれば教えていただきたいです。

○事務局

本日、教育委員会の担当者が出席しておりませんので、詳細の回答ができませんことをご了承ください。

くらし支援課で生活困窮者支援や若者支援を行っており、その中で外国人の方の対応もさせていただいておりますので、説明させていただければと思います。先ほどおっしゃっていただいたように、学校に行かないまま高校生・大学生年代になる外国人の若者の方は多くいらっしゃいまして、そういった方からの就労のご相談をくらし支援課で受けておりました。一方で、豊中市の社会資源としましては、夜間中学校や定時制高校がございます。学校での学びがなかった方で、学びたいというケースにつきましては夜間中学校や定時制高校にお繋ぎをしておりました。従来、定時制高校では昼間働いて夜間に勉強されるという方が多かったですが、現状の定時制高校は中学時代不登校だった方や外国人の方でなかなか学びができなかった方が学び直しの目的で通われることが多く、そういった方のお繋ぎをしておりました。

また、定時制高校の中に居場所を設置しておりまして、授業に入っていけない方々については居場所で心を落ち着けて授業に参加いただくということも行っておりました。

また、こどもの日本語能力が長けて親子のコミュニケーションが難しくなったり、文化的な違いで保護者が日本の文化を理解できず、こどもがいじめられたりすることがあり、文化的な齟齬によって生きづらさを感じるこどもたちに対して、国際交流センター（指定管理者の独自事業を含む）の中でそういった生きづらさを感じるこどもたちの居場所事業であったり、親御さんのサポート事業させていただいておりますので、専門機関と一緒に外国人を含めた子ども・若者支援をしていきたいと考えております。このあたりの話は若者支援計画の中に入れております。

学びの多様化学校につきましては、令和9年4月の開校予定で進めております。詳細につきましては、手元に資料がございませんので申し訳ございません。

○上委員

学びの多様化学校は中学生からでしょうか。

○事務局

中学生からです。

○委員長

よろしいでしょうか。11時30分ごろの終了で考えておりますので、質問・意見の時間を終わりたいと思います。続きまして、案件5 児童福祉審議会の今後の予定について事務局からご説明をお願いします。

○事務局

<案件 5 説明>

○委員長

ありがとうございます。案件 5 について、ご質問等ございませんでしょうか。

<質問・意見なし>

○委員長

これで案件はすべて終了ということになります。各委員のみなさまにはお忙しい中ではありますが、専門部会にご参加いただきまして、豊中の子どもたちのために力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —